

## 議員提出議案第17号

### アスベストによる健康被害者等救済制度の強化・改善を求める意見書

アスベスト（石綿）は、天然に存在する鉱物繊維で、熱や摩擦に強く、丈夫で変化しにくい特性を持っていることから、かつては大量に輸入され、その多くが建築資材に使用されてきました。

現在では、飛散したアスベスト繊維の吸入が中皮腫や肺がん等の要因となることから、原則としてアスベスト製品の輸入や製造、使用等が禁止されており、また、労働者が業務上の事由でアスベストを吸入したことにより健康被害を発症し、又は死亡した場合には、労働者災害補償保険制度（労災保険制度）による補償を受けることができることとされています。

しかしながら、アスベストによる健康被害は長い潜伏期間を経て発症するため、アスベストとの因果関係の特定が難しく、補償を受けることなく被害者本人が死亡してしまう場合や、遺族が補償給付を受ける権利を失効させてしまうことがありました。

国は、アスベストによる健康被害の特殊性に鑑み、労災保険制度による補償の対象とならない被害者やその家族の迅速な救済を目的として、平成18年2月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」を制定し、医療費や療養手当等を支給する石綿健康被害救済制度を創設しました。また、環境省の中央環境審議会にアスベストによる健康被害救済制度を調査審議する小委員会を設置し、給付の内容や水準、労災保険制度との連携などの幅広い観点から、制度の見直しを進めてきました。

しかし、今なお、健康被害者とその家族、専門家等から、療養手当の増額や遺族に対する給付の充実の必要性、医学的知見の集約、医療関係団体への制度周知、アスベストによる疾病認定の迅速化などが強く訴えられています。

よって、国においては、石綿健康被害救済制度の運用状況の検証を重ねるとともに、アスベストによる健康被害の調査研究を進め、健康被害者等に対する救済制度の強化・改善に資するよう、早急に必要な措置を講ずることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月22日提出

提出者 さいたま市議会議員 鶴崎 敏 康  
同 高野 秀 樹

	同	上三信	彰
	同	山崎	章
賛成者	さいたま市議会議員	帆足和之	
	同	高柳俊哉	
	同	井上伸一	
	同	神田義行	